

議案第7号

橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例について

橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成29年6月12日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 137 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 「配偶者のない男子又は女子」とは、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に<u>あつた者</u>を含む。以下同じ。)と死別した男子又は女子であつて現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に<u>あつた場合</u>を含む。以下同じ。)をしていない者及びこれに準ずる次に掲げる男子又は女子をいう。ただし、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親は、除くものとする。</p> <p>ア 離婚した男子又は女子であつて現に婚姻をしていないもの</p> <p>イ～キ 略</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 「<u>前年の所得</u>」とは、児童扶養手当法施行令(昭和 36 年政令第 405 号。以下「施行令」という。)第 3 条及び第 4 条の規定により算出される額をいう。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第 4 条 前条の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、ひとり親家庭医療費は、支給しない。</p> <p>(1) 配偶者のない男子若しくは女子又は養育者(孤児等の養育者を除く。)の前年(1 月から 7 月までの間に新たに次条の認定を受けようとする場合)にあつては、<u>前々年をいう。以下同じ。</u>)の所得の額が、施行令第 2 条の 4 第 2 項に規定する額以上のとき。</p>	<p>(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 「配偶者のない男子又は女子」とは、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に<u>ある者</u>を含む。以下同じ。)と死別した男子又は女子であつて現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に<u>ある場合</u>を含む。以下同じ。)をしていない者及びこれに準ずる次に掲げる男子又は女子をいう。ただし、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 4 に規定する里親は、除くものとする。</p> <p>ア 離婚(婚姻を解消すること)をいう。)した男子又は女子であつて現に婚姻をしていないもの</p> <p>イ～キ 略</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 「<u>所得の額</u>」とは、児童扶養手当法施行令(昭和 36 年政令第 405 号。以下「施行令」という。)第 3 条及び第 4 条の規定により算出される額をいう。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第 4 条 前条の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、ひとり親家庭医療費は、支給しない。</p> <p>(1) 配偶者のない男子若しくは女子又は養育者(孤児等の養育者を除く。)の前年(1 月から 7 月までの間に新たに次条の認定を受けようとする場合)にあつては、<u>前々年をいう。以下同じ。</u>)の所得の額が、施行令第 2 条の 4 第 2 項に規定する額以上のとき。</p>

(2) 配偶者のない男子若しくは女子又は養育者(以下「ひとり親等」という。)と生計を同じくする配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項の扶養義務者(以下「同一生計扶養義務者等」という。)の前年の所得の額が、施行令第2条の4第8項に規定する額以上のとき。

(3) 孤児等の養育者の前年の所得の額が、施行令第2条の4第7項に規定する額以上のとき。

(受給資格の認定)

第5条 ひとり親家庭医療費の支給を受けようとするひとり親等は、規則の定めるところにより、その支給対象者について市長にひとり親家庭医療費受給資格の認定の申請をし、その認定を受けなければならない。

(支給)

第6条 市長は、前条の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)又はその養育者が受給資格者の受けた保険給付に係る一部負担金を医療機関等に支払った場合は、当該支払額に相当するひとり親家庭医療費を支給するものとする。ただし、医療保険各法に基づく規約若しくは定款又は他の法令等により医療費の給付を受ける場合は、当該給付額を控除した額とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、ひとり親家庭医療費の支給を一時保留することができる。

(1) 受給資格者の受けた保険給付の給付事由が第三者の行為によつて生じ、又は生じたことが疑われる場合その他の最終的に保険給付の一部負担金の額が明らかでない場合

(2) 受給資格者が自己の故意の犯罪行為により給付事由を生じさせた場合その他の医療保険各法の規定により最終的に保険給付の全部又は一部が行われない可能性がある」と市長が認める場合

(支給の方法)

第7条 前条に規定するひとり家庭医療費の支給は、ひとり親等の申請に基づき行うものとする。

2・3 略

4 前条第1項本文及び第1項の規定にかかわらず、市長は、受給資格者又はその養育者が医療機関等に支払うべき一部負担金をその者に代わ

(2) 同居している配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項の扶養義務者の前年の所得が、施行令第2条の4第5項に規定する額以上のとき。

(3) 孤児等の養育者の前年の所得が、施行令第2条の4第4項に規定する額以上のとき。

(受給資格の認定)

第5条 ひとり親家庭医療費の支給を受けようとする配偶者のない男子若しくは女子又は養育者(以下「ひとり親等」という。)は、規則の定めるところにより、市長にひとり親家庭医療費受給資格認定の申請をし、その認定を受けなければならない。

(支給)

第6条 市長は、前条の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)が当該受給資格者の受けた保険給付に係る一部負担金を医療機関等に支払った場合は、当該支払額に相当するひとり親家庭医療費を支給するものとする。ただし、医療保険各法に基づく規約若しくは定款又は他の法令等により医療費の給付を受ける場合は、当該給付額を控除した額とする。

(支給の方法)

第7条 前条に規定するひとり家庭医療費の支給は、受給資格者の申請に基づき行うものとする。

2・3 略

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、受給資格者が医療機関等に支払うべき一部負担金をその者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

り、当該医療機関等に支払うことができる。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

5 前項の規定による支払があつたときは、ひとり親等に対しひとり親家庭医療費を支給したものとみなす。

(届出の義務)

第8条 ひとり親等は、受給資格者の住所、氏名、加入保険その他受給資格等に変更を生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(調査権)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、受給資格の有無の確認及びひとり親家庭医療費の額の決定のために必要な事項について、当該受給資格者若しくはその養育者、同一生計扶養義務者等その他の関係人に対し当該事項に関する書類その他の物件の提出を求め、若しくは当該職員をして質問をさせ、又はその同意を得て住民基本台帳、課税台帳等の公簿で確認することができる。

(委任)

第11条 略

5 前項の規定による支払があつたときは、当該受給資格者に対しひとり親家庭医療費を支給したものとみなす。

(届出の義務)

第8条 受給資格者は、住所、氏名、加入保険その他受給資格等に変更を生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(委任)

第10条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。